

綾瀬市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）に基づき、綾瀬市がおこなう地域生活支援事業のうち、移動支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると認められた者で次の各号に規定する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める視覚障害を有する者及び1級の肢体不自由であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者

(2) 療育手帳を所持する知的障害児者

(3) 精神保健福祉手帳を所持する若しくは精神障害を事由として年金等を受給している又は自立支援医療（精神通院医療）の支給を受けている障害児者

(地域生活支援サービス費の基準額)

第3条 移動支援事業に係る地域生活支援サービス費の基準額は、別表に規定する額とする。

(地域生活支援サービス費の支給)

第4条 支給決定障害者等がサービスの提供を受けた場合に支給する地域生活支援サービス費の額は、前条の基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前条の基準により算定した費用の100分の100に相当する額とする。

(1) 支給決定を受ける障害者が市町村民税非課税者。ただし、その者の同一世帯に配偶者がいる場合、支給決定を受ける障害者及び配偶者が市町村民税非課税者

(2) サービスの提供を受ける者が18歳未満の場合、市町村民税非課税世帯に属す

る者。ただし、その者の保護者が障害者の場合、その保護者及び同一世帯の配偶者が市町村民税非課税者

- (3) 生活保護を受けている者
(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に行われた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。

- 3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表

利用時間	基本単価	加算額	合計額
0.5	900	1,000	1,900
1	1,800	1,000	2,800
1.5	2,700	1,000	3,700
2	3,600	1,000	4,600
2.5	4,500	1,000	5,500
3	5,400	1,000	6,400
3.5	6,300	1,000	7,300
4	7,200	1,000	8,200
4.5	8,100	1,000	9,100
5	9,000	1,000	10,000
5.5	9,900	1,000	10,900
6	10,800	1,000	11,800
6.5	11,700	1,000	12,700
7	12,600	1,000	13,600
7.5	13,500	1,000	14,500

上記表の利用時間を超える場合には、利用時間0.5時間あたり基本単価900円を加算し合計額を算出する。